

(6) 町内の主な橋梁 (S.49.4月現在)

所管	橋梁名	完成年月	橋長 (m)	幅員 (m)	歩道	
					幅員 (m)	完成年月
県	三反田橋	S. 9.3	20.6	5.6		
"	名護屋橋	27.3	232.0	5.0	2.5	S.46.3
"	官人"	28.3	66.3	5.5	1.5	47.3
"	渡瀬" (平田")	31.3	213.8	4.5	(木橋、鋼橋混合橋)	
"	池森"	39.3	153.0	5.5		
町	昭和"	40.3	60.0	4.5		
"	渡月"	43.3	47.7	2.0		
"	惣座"	47.3	241.0	5.5		

(7) 車両数の推移

区分 年次	総数	普通車	原動機付車 (50cc以下)	自動車 二輪車	軽自動車				
					三輪車	四乗 用	四貨	軽物	農耕用
S. 44	4,640	1,271	1,892	76	38	228	837	298	
45	4,916	1,563	1,725	75	15	382	927	229	
46	5,041	1,747	1,596	72	7	474	937	208	
47	5,468	2,113	1,533	63	1	643	957	158	
48	5,783	2,456	1,485	65		721	916	140	

ているが、その完成は昭和六十年度の予定である。

## 2、通信

### (1) 有線放送

町行政と地域住民との諸連絡、住民相互の利便のため、国の補助を受けて有線放送施設が整備された。

松梅地区は三村合併以前すでに山間僻地電話が設置されていたので、先ず春日・川上地区に事業費三百九十六万八千円で設備し、昭和三十三年四月から通話を開始した。松梅地区は同三十四年度工費百八十八万円で施行し、同三十四年八月から全町内の通話放送ができるようになった。その後一般の加入も増加し、町民に

も親しまれていたが、普通電話の普及により昭和四十九年一月九日から廃止された。

## (2) 電話

電々公社電話は春日・川上地区の一部が普通加入区域外であったため加入電話がなかったが、昭和三十一年度より逐次設置され、大願寺、今山、久留間、池上、平田、水上、小川、野口、八反原の計九か所に設置し、松梅地区と同様、町内に公社線が利用できるようになった。

その後、加入者も増加し、更に需要数も多いので、昭和四十七年二月二十五日より春日局は自動化(ダイヤル式)し、加入者三三二九、次いで同四十八年二月二十一日三反田局が自動化し、加入者五七三、全町が自動化して約八〇パーセントの普及率となっている。

## 六 治安

### 1 警察

「警察」という呼び名は明治維新以後のことで、これは「危害を警戒し、これを未発に察する」という意味である。「警察官」というのも始めは「ポリス」と呼んでいたが、「巡邏査察」からとった邏卒・巡査という名称が作られたという。これは単に言葉だけのものではなく、警察という概念そのものが新らしかつたことを示している。つまり江戸時代の治安機関であった与力・同心・目明し・岡っ引き等は専ら

人民を威圧する手段であつて、人民への奉仕、人民との相互信頼にはおよそ縁が遠かつたのである。

そこで、明治維新政府は警察制度の導入に当たつて、人民のための治安の保持という觀念も同時に受け入れようとしたのである。このように新たな抱負をもつて創設された警察はどのような歩みで今日に至つたのであろうか。

明治維新直後においては、兵部省の指揮のもとに、従来の各藩から兵士を選抜して組織する府県兵の制度であつた。廃藩置県の後兵部省から司法省に管轄が替わり、更にのち内務省に移され、司法警察と行政警察の概念が確立されるに至つた。そして明治二十三年（一八九〇）、地方官々制の改正により、内務大臣、府県知事、北海道長官、警視總監及び警察署長を警察官庁とする国家警察の制度が確立し、戦後昭和二十二年（一九四七）の大改革に至つた。

戦前においては、警察の機能はすべて国家に属し、中央集権体制であつたので、この解体を目的として昭和二十二年警察法を制定した。これにより自治体警察を創設して警察の地方分権を行い、行政警察の多くはこれを関係行政機関の権限とすることにより、警察権の分散を行い、公安委員会の制度を採用して警察の民主的管理の方式を確立した。この結果、それまでのオイコラ式でサーベル姿のいかめしい巡查が、住民に親しまれる巡査として登場したのである。

この新制度により、自治体警察を維持する地方団体は、市及び人口五千人以上の市街的町村とされたので、旧佐賀郡の全村は佐賀地区警察署管内へ入つたのである。その結果、地方自治体は警察に関する

全責任を負うことになつたが、それによつて生ずる色々な問題点が指摘され、中でも警察経費の負担は財政力の貧弱な市町村を著しく圧迫することになつた。そこで昭和二十六年十月一日、警察法の一部が改定され、町村の自治体警察は住民の意志により廃止することができるようになつた。それによつて大多数の町村は自治体警察を廃止し、その事務は国家地方警察に編入された。更に昭和二十九年七月一日、警察法の全面的改正により、自治体警察、国家地方警察は廃止され、都道府県単位の地方警察が置かれることになり、当大和町は佐賀県警、佐賀署管内に入り今日に至つてゐる。

## 2 警察官駐在所（駐在所）

### (1) 三反田駐在所

明治十七年（一八八四）、松梅村、小関村及び小城郡南山村、北山村、神埼郡三瀬村を管轄する三反田分署が設置された。同二十二年駐在所制度によつて、三反田の亀川兼六氏方の表一室を借り受け、松梅村一戸を担当する小城警察署管内三反田駐在所が設置された。

明治三十九年（一九〇六）一月一日、火災により類焼したので、同月十五日大字松瀬字井手の上野善作氏方の座敷一間を借りて移転し仮駐在所に當てた。翌四十年九月二十七日三反田に駐在所を新築移転し、小城警察署管内から佐賀警察署管内に編入されたが、その時期は判明しない。

昭和三十七年（一九六二）三月二十五日、従来の巡査駐在所の名称が警察官駐在所と改称（後述の駐在所も同様）、翌三十八年四月八日大字梅野の現在地に新築移転し、三反田警察官駐在所となり今日に

至っている。

(2) 川上駐在所

明治二十年（一八八七）旧川上村一円を受持ちとし、大字川上字川上に川上巡査派出所として新設された。同二十二年五月同村内に今古賀駐在所及び池ノ上駐在所が設置されたので、村内を三分して担当した。昭和二十年（一九四五）六月二十日川上巡査部長派出所に昇格、同二十九年七月一日警察制度の改革によって国家地方警察、自治体警察が統合し、県警察一本となった。と同時に当派出所も川上巡査駐在所となった。受持区域は大願寺、大久保を除く大字川上と大字東山田である。昭和四十五年四月十三日、旧位置より約二百メートル南の現在地に新築移転し、今日に至っている。

(3) 中極駐在所

明治二十二年（一八八九）五月今古賀駐在所として新設、従来川上駐在所の受持ちであった旧川上村を池上駐在所と共に三分して担当した。同二十六年池上駐在所の廃止に伴い、川上村を川上駐在所と二分して担当した。同二十八年駐在所庁舎を今古賀から江熊野に新築移転し、江熊野駐在所と改称して大字川上の中の大願寺、大久保と大字久留間・池上を担当した。

(4) 尼寺駐在所

昭和四十七年庁舎の老朽化のため大久保に新築移転し、中極駐在所と改称して現在に至っている。

明治二十二年三月春日村尼寺に、春日村一円を受持ちとする春日巡査在勤所として設置し、尼寺の松

○大和町における犯罪の発生と検挙の状況

区分	昭和44		45		46		47		48	
	発生	検挙	発生	検挙	発生	検挙	発生	検挙	発生	検挙
総数	76	53	70	37	91	48	65	34	72	61
殺人	1	1	-	-	-	-	-	-	1	1
強盗	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-
窃盗	54	31 (少年10)	62	29	63	20	44	18	53	42
詐欺	2	2	1	1	1	1	3	3	4	4
横領	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
暴行	2	2	-	-	2	2	-	-	-	-
傷害	3	3	3	3	7	7	3	3	7	7
脅迫	2	2	1	1	-	-	-	-	-	-
恐喝	7	7 (少年2)	-	-	1	1	-	-	2	2
その他	5	5 (少年1)	2	2	17	17	15	10	4	4
佐賀管内			3,079	1,442	2,938	1,588	2,583	1,175	2,185	1,139

林勝太郎氏宅を借り受けた。同二十三年七月春日巡査駐在所と改称し、同三十年尼寺の向井次平氏所有の隠居宅を借りて移転した。同三十四年尼寺一四二番地の民家を借り再び移転した。

大正十四年（一九二五）二月尼寺の春日村役場敷地内に庁舎を新築して移転した。

昭和二十七年五月五日、北山ダムの建設着工と春日村の戸数、人口の増加に伴い、久池井駐在所が新設されたので、春日巡査駐在所を尼寺巡査駐在所と改称し、同村内を二分して大字尼寺を受持った。

昭和四十四年三月、役場より北方の国道二六三号線沿いに新築移転して今日に至っている。

(5) 久池井駐在所

昭和二十七年五月五日惣座に設置。この駐在所の設置のことについては前項のとおりで、始め国道二六三号線沿いに西側にあったが、昭和四十七年四月

一日、中央公民館入口の東側に新築移転して現在に至っている。

### 3、機関及び団体

#### (1) 人権擁護委員

人権擁護委員の主な仕事は、人権が犯されないように監視をし、若し人権を犯された人がいた場合はその救済のため、調査や情報の収集をし、法務大臣への報告、関係機関への勧告など適切な処置を講ずることや、人々の間に正しい人権の考えを広めたりすることである。

委員は地域住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある人を市町村長が推薦し、法務大臣が任命することになっており、任期は三年である。現在全国に約一万名の委員がおり、当町では三人が配置されている。

当町では昭和四十六年に九十五件、同四十七年に二十三件、同四十八年には六十一件の人権相談が行われている。

#### (2) 保護司

保護司の使命は、社会奉仕の精神をもって、犯罪者の改善及び更生を助けると共に、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もって地域の浄化を図り、個人及び公共の福祉に寄与する（保護司法第一条）ことである。犯罪は社会環境の中で生まれ、犯罪者の更生も社会環境の中で得られるものであることを考えると、保護観察や地域社会の浄化は、単に国家機関だけでは十分な効果を挙げることはいできない。む

しろより効果を挙げるためには、地域社会の参加が不可欠である。このような観点から保護司が地域社会の代表者として、法務大臣の委嘱を受け、犯罪者の改善更生活動や、犯罪予防活動に参加するようになったのである。当町における保護司は昭和四十九年現在十一名（男十、女一）で、現在当町での保護観察対象者は年間六十名程度であるが、その内訳は交通事故関係が約八割、二割が一般犯罪である。

#### (3) 大和町青少年問題協議会

昭和二十八年法律第八三号により「青少年問題協議会設置法」が公布され、当町はその規定に基づいて同三十六年九月三十日「大和町青少年問題協議会」が設置された。

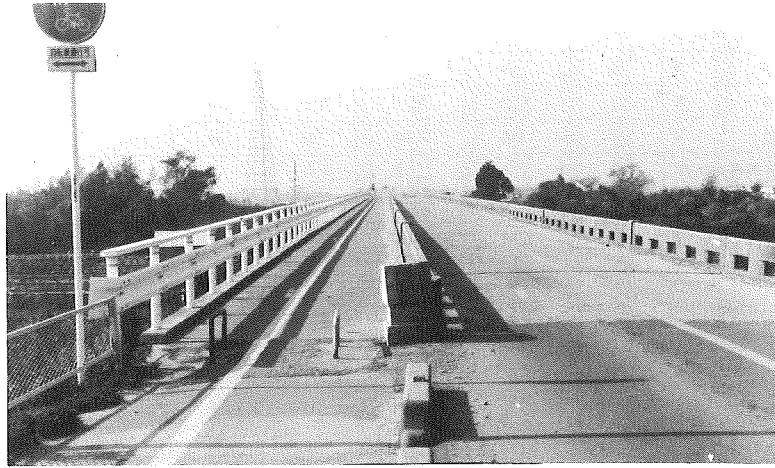
この協議会は、前途ある青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立について、必要な事項を調査審判し、かつ実施するために、必要な関係行政機関相互の連絡調査を目的とするものである。なお、協議会に青少年育成補導員二十五名を置き、補導員は第一線に出て、青少年の健全な育成と保護に活動している。最近の少年非行の増加は大きな社会問題となっており、当町においても昭和四十五年より二カ年間、佐賀署の青少年健全育成モデル地区に、更に翌四十七年度には厚生省の青少年育成国民運動推進モデル地区に指定される等、青少協を中心にその対策に力を注いでいる。

#### (4) 大和町防犯協会

昭和三十二年四月一日設置。明るい社会を目指して、住民自らの活動により犯罪を防止し、警察の行う防犯活動に対し、緊密な連絡協調を図るのがその目的で、青少年の補導及び環境浄化に成果を挙げている。

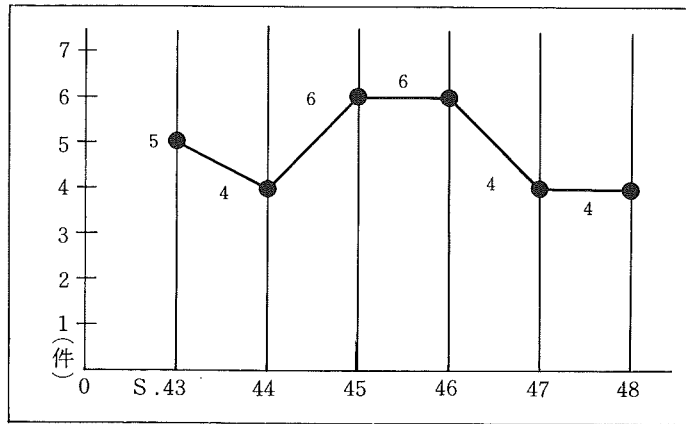
○大和町内交通事故状況

種別	年次	昭和45	46	47	48
件数		177	179	143	107
死者		7	6	0	3
傷者		216	253	206	137



名護屋橋（東方より）左側は歩道・自転車道（昭46.3完成）

○大和町内火災発生状況



4 消防

○佐賀署管内少年犯罪状況( )内の数は大和町

区分	年次	昭和46	47	48
発生件数		223(14)	169(10)	187(12)
凶悪犯		6	12	3
粗暴犯		34	29	34(2)
窃盗		168(14)	123(10)	136(9)
知能犯		1	0	4
その他		14	5	9(1)

又特に学童を交通事故から守るため昭和四十七年からスクールゾーンが設けられ、ゾーン内で徐行を義務づけている。このような交通安全対策が次第に効果を挙げ、次表のように車両の増加にも拘わらず町内の事故は漸減の方向にある。しかし昨今の諸種の開発に伴い、ダンプ、トラック等の往来は急激に増加し、交通事故の危険性も多くなっている。

町長を会長とし、議会、教育委員会、各関係機関及び団体、有識者等を代表する理事五十名その他の役員で組織されている。

(5) 交通対策

車両の増加に伴い、交通事故の激増に対処し、交通安全の確保、交通の円滑化及び能率化、関係諸機関との緊密な連携を保つことなどを目的として、当町には次のような機関を置いている。

交通安全協議会 昭和四十一年五月発足

交通安全指導員 昭和四十五年十二月設置、四十九年現在十名

交通安全協会大和支部 昭和四十六年五月発足

なお、当町及び各小中学校は、交通事故から身を守るために昭和四十一年からそれぞれ交通安全の宣言をしている。

○大和町消防団の組織 (S.49現在)

区 分	本 部	第 1 分 団	2 〃	3 〃	4 〃	5 〃	計
分 団 区 域		大 字 梅 野 (除上都渡城) 大 字 名 尾 大 字 松 瀬	大 字 久 池 井 (除福島、小 川、東古賀) 大 字 八 反 原 (含上都渡城)	大 字 尼 寺 (含福島、小 川東古賀)	大 字 川 上 大 字 東 山 田	大 字 池 上 大 字 久 留 間	
正 副 団 長	長 1、副 2						3
正 副 分 団 長		長 1、副 1	〃	〃	〃	〃	10
部 長	1	4	5	4	7	9	30
班 長	1	0	0	0	0	0	1
団 員	60	118	124	98	149	182	731
自動車ポンプ	0	0	0	1	0	0	1
手引動力ポンプ	0	0	1	1	0	0	2
小型 〃	0	6	6	4	8	9	33



消防団夏期訓練 (大和中校庭)

戦前までの消防については民俗編に述べているので、ここでは戦後の消防制度の改革等について述べることにする。昭和二十三年三月、警察制度の改革により警察行政の大部分が市町村に移され、自治体警察が設置されたので、これに伴い従前の官設消防も市町村に移管され、消防制度の改革が行われた。これにより国の機関として国家公安委員会の下に国家消防本部を設け、消防に関する研究指導に当たらせ

市長村には従来の警防団を廃止して自治体消防団を設けて、市町村長が消防長となりその維持、管理に当たっている。町内の消防施設として組織表記載の外に、防火水槽が六十四カ所、消火栓が十二カ所に設置されている。

なおこの組織表のとおり多数の団員を擁しているが、これらの団員の中、実際家庭にいて生業を営む者は極めて少なく、大抵の者は他市町村へ出ているので実際に火災が発生した場合出動不可能なことが多い。そこで広域消防態勢が必要となり常設消防隊が置かれるようになった。

昭和四十九年三月二十五日、佐賀郡消防事務組合が発足し、本部を川副町に置き、佐賀郡に南署と北署を置くようになった。南署は川副町に置き出張所を二か所、北署は大和町に置いて、富士町の古湯に出張所を置くことになっている。北署の場所は東山田で、そこには署長外隊員二十九名、計三十名と自動車ポンプ二台、小型車ポンプ一台、救急車二台、査察兼連絡車一台を常備することになっている。隊員は二十四時間を二交代で勤務し、一旦火災が発生すればいつでも出動できる態勢になり、昭和四十九年度から運営されている。

## 七 災害と建設

戦後佐賀県を見舞ったものは、昭和二十年九月十七日の枕崎台風まくらぎに続いて、同年十月十日には阿久根あくね